

福山市小中一貫教育と学校教育環境に関する
基本方針

2015年（平成27年）6月
福山市教育委員会

目 次

はじめに	1
1 福山市における小中一貫教育の推進		
(1)本市の学校教育を取り巻く現状と課題	2
(2)なぜ、小中一貫教育に取り組むのか	3
ア たくましく生きる拠り所をつくる		
イ 各段階で確実に力を付ける		
ウ 自ら学ぶ意欲を高める		
(3)小中一貫教育の試行実施による手応え	5
ア 基礎学力の定着や不登校の減少等の兆し		
イ 小中学校の教職員のつながりの深まり		
ウ 市民からの肯定的な評価		
(4)小中一貫教育全面実施で推進する教育活動	6
ア 「自ら考え学ぶ授業」への転換		
イ 中期に重点をおいた「自ら学ぶ意欲」の向上		
ウ ふるさとへの愛着と誇りの育成		
(5)推進体制の整備	7
ア 人員・情報・予算		
イ 中学校区組織		
ウ 学校・家庭・地域		
2 教育環境の整備		
(1)小中一貫教育の推進形態	8
ア 施設一体型小中一貫教育校の整備		
イ 連携型小中一貫教育校の体制整備		
(2)学校の適正配置	9
ア 学校規模の適正化		
イ 学校配置の適正化		
ウ 学校配置の適正化を推進するにあたって配慮すべき事項		
(3)学校環境の整備	15
ア 社会の変化に対応する教育環境の整備		
① I C T機器の整備等		
②地域連携		
イ 健全育成のための教育環境の整備		
①洋式トイレ		
②中学校給食		
③空調（冷房）設備		
おわりに	18

はじめに

福山市教育委員会では、2012年度（平成24年度）から「ばらと教育のまちをめざす『全国に誇れる学校教育』」を目標として掲げ、義務教育9年間を一体的に捉えた教育活動の展開をめざす小中一貫教育を取組の柱としました。3年間で準備期間とし、全ての中学校区で、校区の課題を克服するための小中一貫教育カリキュラムを作成、試行実施、改善するとともに、連携型小中一貫教育モデル中学校区の様々な取組を全中学校区へ広げるなどして準備を進め、今年度4月から全面実施しました。

この間、2012年度（平成24年度）には、福山市小中一貫教育推進懇話会を設置し、小中一貫教育の推進方針や教育内容等について、「小中一貫教育を進めることで、学校・家庭・地域の連携を一層強め、知・徳・体や学ぶ意欲、表現力等の育成に加え、福山を愛する心や福山を誇りに思う気持ちを育てて欲しい。」などのいただいた意見を踏まえ、本市小中一貫教育における教育内容づくりを進めてきました。

また、昨年1月には、小中一貫教育を推進する上で、望ましい学校教育環境のあり方について検討するため、学識経験者、学校関係者、PTAや地域団体の代表者等で構成する福山市学校教育環境検討委員会を設置し、同年10月に答申をいただきました。

答申では、社会変化の激しい時代を生きる子どもたちが、コミュニケーションを深め、多様な考え方に触れたり、共に活動したりする中で、子ども同士で思考を深め、新しい考えを創出する能力を養うことができるとの視点から、「確かな学力、豊かな人間性や社会性、健康・体力を育むためには、学校教育において、一定規模の集団としての人数が必要である。また、今後、児童生徒数が減少し、学校が小規模化していくことが予想される中、教育効果を高めるための望ましい学校規模等を実現するためには、適正な学校配置を考えると同時に、一体型小中一貫教育校はもとより、連携型小中一貫教育校において、小中連携、小小連携のあり方を考える中で、学校統合も検討する必要がある。」との提言がありました。

また、社会の変化に対応する教育環境や健全育成のための教育環境について、「情報機器の整備・活用、中学校における完全給食の実施、空調設備や洋式トイレの整備等、教育上の観点や事業の優先度等を考慮し、検討を進める必要がある。」との提言がありました。

これらの提言は、教育環境の整備について、「児童生徒の健全育成のためには、必ずしも快適であることが最適とは限らない。」との第1回検討委員会で確認された考え方に常に立ち返りながら議論され、導き出されたものです。

教育委員会では、懇話会の意見や検討委員会の答申の内容を尊重し、本市のめざす子ども像である「福山に愛着と誇りを持ち、変化の激しい社会をたくましく生きる子ども」を育成するため、子どもたちにとっての教育効果をより高めていくことを基本に、小中一貫教育の推進と学校教育環境のあり方について、それを実現するための方針として、『福山市小中一貫教育と学校教育環境に関する基本方針』を策定しました。

1 福山市における小中一貫教育の推進

(1) 本市の学校教育を取り巻く現状と課題

本市では、2003年度（平成15年度）から2008年度（平成20年度）までの6年間「福山市学校教育ビジョン（以下「ビジョン」という。）Ⅰ・ビジョンⅡ」に基づき、「確かな学力」「豊かな心」「力量ある教職員」「市民から信頼される学校」を重点目標に設定し、学校教育の基盤づくりに取り組みました。

2009年度（平成21年度）から3年間は、ビジョンⅢに基づき、「全国水準の学校教育」をめざし、中学校区の小中学校が、子どもたちの日頃の様子や課題を交流するなどの小中連携に力を入れ、学習指導の強化だけでなく、徳育や体育の課題についての改善策も明らかにし、知・徳・体のバランスのとれた教育活動の推進に取り組みました。

こうした取組により、学力調査の結果、暴力行為・不登校の発生率、体力テストの結果などにおいて、概ね「全国水準」を達成することができました。とりわけ、中学校における暴力行為と不登校に大きな改善が見られました。ビジョンⅠの開始時である2003年（平成15年）には、暴力行為発生率は全国平均の1.41倍、不登校発生率は1.55倍だったものが、ビジョンⅢの終了時である2011年（平成23年）には、暴力行為が1.01倍に、不登校が1.11倍に改善しています。

一方、毎年同じ教科領域に見られる固定化した学力課題や暴力行為・不登校の低年齢化、中学1年生での不登校が急増する、いわゆる中1ギャップなどが課題として残りました。

〈福山市学校教育ビジョンⅢの成果と課題〉

重点目標	○概ね全国水準・大きく改善	●残された主な課題
Ⅰ 確かな学力 基礎・基本と学ぶ意欲	○小学校国語・算数 国学力調査で各教科AB問題全国平均超 ○中学校国語・数学 県学力調査で国語:県平均超, 数学:ほぼ県平均	●小学校国語・算数, 中学校英語の 同じ教科領域の課題の固定化 ●「思考力・表現力」に関する意識 理由を考えたり相手に応じて説明したり していると思っている児童生徒の減少
Ⅱ 豊かな心 やる気と規範意識	○中学校暴力行為発生率 全国平均以下(0.98倍) ※ ○小中学校不登校 全国平均の1.27倍から1.20倍に減少 ※	●暴力行為 増加・低年齢化 ●不登校 低年齢化・中1で急増
Ⅲ 健やかな体 心身の健康と体力	○小5男女, 中2女子の国体力調査合計 点 全国平均超 ○朝ごはんを食べる率 小学校全国平均超, 中学校ほぼ全国平均	●体力 小学校高学年から中学校で低下

* 数値はビジョンⅣ策定時（2011年度（平成23年度））の確定値のため、※は2010年度（平成22年度）の数値

* 国学力調査：全国学力・学習状況調査，県学力調査：「基礎・基本」定着状況調査
国体力調査：全国体力・運動能力，運動習慣等調査

(2) なぜ、小中一貫教育に取り組むのか

子どもたちが生きるこれからの社会は、少子高齢化・人口減少・グローバル化・情報化等、変化の激しい社会であると言われています。これまでは、与えられた情報をできるだけ多く、短期間に、正確に処理する能力が求められてきましたが、これからは、幅広い知識と柔軟な思考力に基づき、新しいものを創り出す能力や解決すべき課題を自ら発見し解決する力、コミュニケーション能力などが求められます。

これからの小中学校には、義務教育9年間で、こうした変化の激しい社会で求められる力を、確実に身に付けさせる責任があります。

さらに、こうした力は、特定の学年や時期の指導によって身に付くものではなく、小学校低学年時から、学習の内容や方法につながりを持たせた連続性のある指導を、義務教育9年間にわたり継続させることによって身に付くものと考えます。

そのため、ビジョンⅢで取り組んだ小中連携をさらに強め、ビジョンⅣでは固定化した学力課題、暴力行為・不登校の低年齢化などの課題を改善し、「福山に愛着と誇りを持ち、変化の激しい社会をたくましく生きる子ども」を育成するために、カリキュラムに基づき、9年間を一体的に捉えた教育活動である小中一貫教育に取り組みます。

本市が進める小中一貫教育は、その拠り所として「ふるさとへの愛着と誇り」を位置付け、「発達段階に応じた指導」と「小中学校の円滑な接続」により、知・徳・体のバランスのとれた「たくましく生きる力」を育成するものです。



ア たくましく生きる拠り所をつくる

9年間を通して「大好き！福山～ふるさと学習～」に取り組み、福山の歴史や資源、人々の営みについて学ぶとともに、日々の学校や家庭生活の中で「大切な仲間や、先生、地域の人々」と共に学んだり支えあったりする経験をさせることで、ふるさとへの愛着と誇りを育て、将来、福山で、日本で、世界で自分の夢を実現させながら、たくましく生きる拠り所をつくります。

イ 各段階で確実に力を付ける

現在の6・3制が導入された頃に比べ、子どもの身体の成長等が約2年早期化していると言われており、本市も同様の傾向が見られます。そこで、9年間を、3区分（前期4・中期3・後期2）したカリキュラムに、区分ごとの指導の重点とめざす児童生徒の姿を定めて取り組むことで、系統性のある発達段階に応じた指導を充実させ、付けるべき力を確実に身に付けます。

ウ 自ら学ぶ意欲を高める

小学校から中学校への進学において、学習内容や指導方法等の違いにより、新しい環境での学習や生活に適応できず、学ぶ意欲の低下や不登校等を起こす状況があります。そこで、9年間のカリキュラムを小中学校の教職員が共有することで、小中学校の接続を円滑にし、特に、中期の指導を丁寧に行うことで、習得した知識を活用して、思考力・判断力・表現力等を育み、自ら学ぶ意欲を高めます。

《4・3・2の区分》

前期（基礎・基本の習得期）				中期（学びの活用・充実期）			後期（進路実現期）	
小1	2	3	4	5	6	中1	2	3
繰り返し指導による 生活と学習の基礎・基本の習得				きめ細かな指導による 学んだ知識の活用・充実			生徒の主体的な学習により 希望する進路の実現	



(3) 小中一貫教育の試行実施による手応え

2012年度（平成24年度）から3年間、各中学校区において作成した小中一貫教育カリキュラムを試行実施しながら改善していくことで、児童生徒の知・徳・体などの状況や教職員の意識に変化が見られ、取組の手応えを得ているところです。

ア 基礎学力の定着や不登校の減少等の兆し

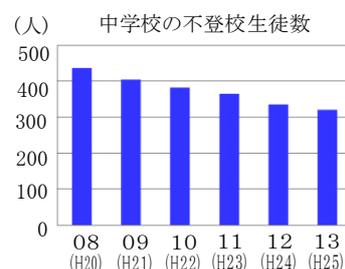
中学校区の学力課題を改善するための国語、算数・数学等の教科カリキュラムを作成し取り組むことで、県の学力調査において、小中学校とも正答率が「概ね定着とされている60%以上」となっています。

また、小中学校間で児童生徒についての情報を共有し、気になる子どもへ早期に取り組んだことで、中学校における不登校生徒が減少してきています。

モデル中学校区では、小中一貫教育推進補助員（市費非常勤講師）を配置して、中学校教員が小学校で授業を行う乗り入れ授業を通年実施しました。授業を受けた今年度の新入生の多くが、中学校生活への見通しが持てたと答えています。

広島県「基礎・基本」定着状況調査正答率

	12 (H24)	13 (H25)	14 (H26)
小国	74.3	78.3	76.1
小算	73.5	71.1	81.4
中国	79.2	73.7	70.9
中数	71.7	72.0	71.8
中英	68.3	74.7	71.5



イ 小中学校の教職員のつながりの深まり

小中学校の教職員が、合同研修や教科部会等で議論を重ねる中で、中学校区で何をどのように取り組むのが明らかになり、カリキュラムとして整理していききました。率直な議論と取組を通して、教職員のつながりが深まってきました。

ウ 市民からの肯定的な評価

各中学校区の取組は、少しずつ地域の方々に認められてきています。市民アンケートで、「地域の子どもたちが、よく挨拶をするようになった。奉仕活動によく参加してくれるようになった。」と、8割の方から肯定的な評価を得ています。

《小中一貫教育試行実施に係る各種アンケート結果》

対象	質問	肯定回答(%)
モデル校区教職員	9年間を見通した教育を意識するようになった	94.3
モデル校区生徒	乗り入れ授業を受けたことは中学校生活に役立っていますか	81.5
市民	地域で見かける児童生徒の様子が変わってきたことがありますか	81.6

課題改善の兆しが見え始めた一方で、「思考力・判断力・表現力等」の育成、意欲の向上、暴力行為・不登校の低年齢化などの課題が残っています。また、モデル中学校区で効果のあった乗り入れ授業についても、中学校の授業を担う指導力のある非常勤講師が措置できなければ、通年での実施は難しい状況にあります。

全面実施以降、小中学校がカリキュラムに基づく教育活動を一体的かつ継続的に取り組むためにも、それを支える推進体制の整備を、さらに進める必要があります。

(4) 小中一貫教育全面実施で推進する教育活動

ア 「自ら考え学ぶ授業」への転換

変化の激しい社会で求められる、自ら課題を発見し解決する力やコミュニケーション能力などを、義務教育9年間の教育活動を通して育てるために、小中一貫教育カリキュラムに基づく授業実践を通して、「教師が教え込む授業」から、「子どもたちが自ら考え学ぶ授業」へと転換します。

子どもたちが、自ら課題を設定して必要な情報を集め、考えたことをまとめて伝え合う学習をしていく中で、

「わかった」「できた」と実感しながら互いの考えを認め合ったり、思いやりや感性を育んだりするような授業を、全教科において、日々、実践することが、暴力行為や不登校の状況、学力調査等に見られる課題を改善することにつながります。



※ 広島版「学びの変革」アクション・プラン

※ 県教育委員会が「グローバル化する21世紀の社会を生き抜くための新しい教育モデルの構築」をめざして、2014年(平成26年)12月に策定した行動計画

イ 中期に重点をおいた「自ら学ぶ意欲」の向上

教科や行事のカリキュラムを小中学校の教職員が共有することで、小中学校の接続を円滑にし、特に、中期の指導を丁寧に行うことで、習得した知識を活用して、思考力・判断力・表現力等を育み、自ら学ぶ意欲を高めます。

そのために各中学校区では、校区内の学校数や教員数などの実態に応じて、学習内容や時間数を検討し、計画的に行う乗り入れ授業や小学校における一部教科担任制、外国語活動と英語の円滑な接続等に取り組むとともに、日頃の学習や行事等で小中学生の交流を充実させていきます。前期においては、中期における教育効果を高めるため、学習と生活に係る基礎・基本を確実に習得させるための繰り返し指導に取り組むとともに、後期においては、前期・中期で積み上げた学習を踏まえ、主体的に希望する進路の実現に向けた学習に取り組めるように指導していきます。

ウ ふるさとへの愛着と誇りの育成

福山の歴史や資源、人々の営みについて、9年間を通して副読本「大好き！福山～ふるさと学習～」を活用したり、地域に出かけたりしながら学習します。

福山や地域のことについて知ると同時に、様々な体験をする中で、地域の人々とのふれあいを通して、ふるさとへの関心を深め、地域行事への参画、文化の継承、地域貢献など、福山や地域のために実践することを通して、ふるさとへの愛着と誇りを育てます。

前期 (基礎・基本の習得期)				中期 (学びの活用・充実期)			後期 (進路実現期)	
小1	2	3	4	5	6	中1	2	3
繰り返し指導による生活と学習の基礎・基本の習得				きめ細かな指導による学んだ知識の活用・充実			生徒の主体的な学習による希望する進路の実現	
学級担任制				乗り入れ授業 一部教科担任制			教科担任制	

「自ら考え学ぶ授業」への転換 → 児童生徒の主体的な学習の促進

(5) 推進体制の整備

ア 人員・情報・予算

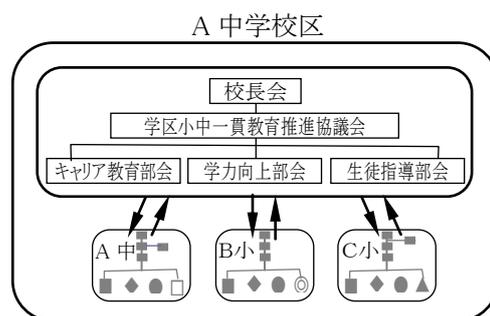
教育委員会として、準備期間に行ったことの成果と課題を踏まえ、円滑な小中一貫教育の推進体制を整えていきます。

	準備期間に行ったこと	全面実施以降に加えて行うこと
①	全中学校区へ、推進に係る需用費，報償費，視察等旅費の配分	児童生徒の交流を促進するためのバス借上げ費の配分
②	モデル中学校区へ、教職員の授業支援や校務補助のための小中一貫教育推進補助員（市費非常勤講師）の配置	乗り入れ授業や小学校での一部教科担任制実施のための小中一貫教育推進補助員の全中学校区への配置
③	各学校の小中一貫教育推進教員等を対象にカリキュラムづくりや推進組織・体制等を内容とした教職員研修の実施	「自ら考え学ぶ授業づくり」「外国語活動と英語の円滑な接続」「大好き！～福山 ふるさと学習～」を充実させるための教職員研修の実施
④	副読本「(仮称)ふるさと学習」の作成	

イ 中学校区組織

準備期間中、全ての学校において、小中一貫教育に関する研究推進や連絡調整等を行う、小中一貫教育推進教員を任命するとともに、各中学校区では、各学校の校長や小中一貫教育推進教員等で構成する中学校区小中一貫教育推進協議会を中心に、各校区の実態に応じた中学校区運営組織づくりを進めてきました。

引き続き、校区の教育方針等に基づき、中学校区運営組織で協議や取組を進めながら、より効果的・効率的な組織づくりを進めていきます。



ウ 学校・家庭・地域



本市では、子どもたちの登下校の見守り活動や総合的な学習の時間のゲストティーチャーなど、9,000人を超えるスクールサポート・ボランティアの方々に支援をいただいています。2013年度（平成25年度）からは、中学校区の保護者及び地域住民等からなる評価委員による学校関係者評価に取り組んでおり、家庭や地域の支援をいただきながら教育活動を充実させてきています。

福山市小中一貫教育推進懇話会においていただいた「小中一貫教育の推進には、学校と家庭・地域が、『育てたい子ども像』を共有し、一層連携を強めることが必要である。」との意見も踏まえ、適切な情報発信や一緒にできる行事の企画等、中学校区の学校・家庭・地域との連携を今後さらに強め、市民の皆さんと一丸となって、地域の子どもたちを育てる小中一貫教育をめざしていきます。

2 教育環境の整備

(1) 小中一貫教育の推進形態

ア 施設一体型小中一貫教育校の整備

施設一体型小中一貫教育校においては、同じ敷地内で、小中9年間の一貫したカリキュラムに基づいた計画的・継続的な教育活動を行うことができます。乗り入れ授業、合同授業や合同行事（運動会・音楽発表会等）、児童生徒の交流活動（縦割りの集団活動等）、職員会議、研修などを、移動時間を要することなく、日常的な交流を効率的に行うことができ、児童生徒、教職員の相互理解が進みます。

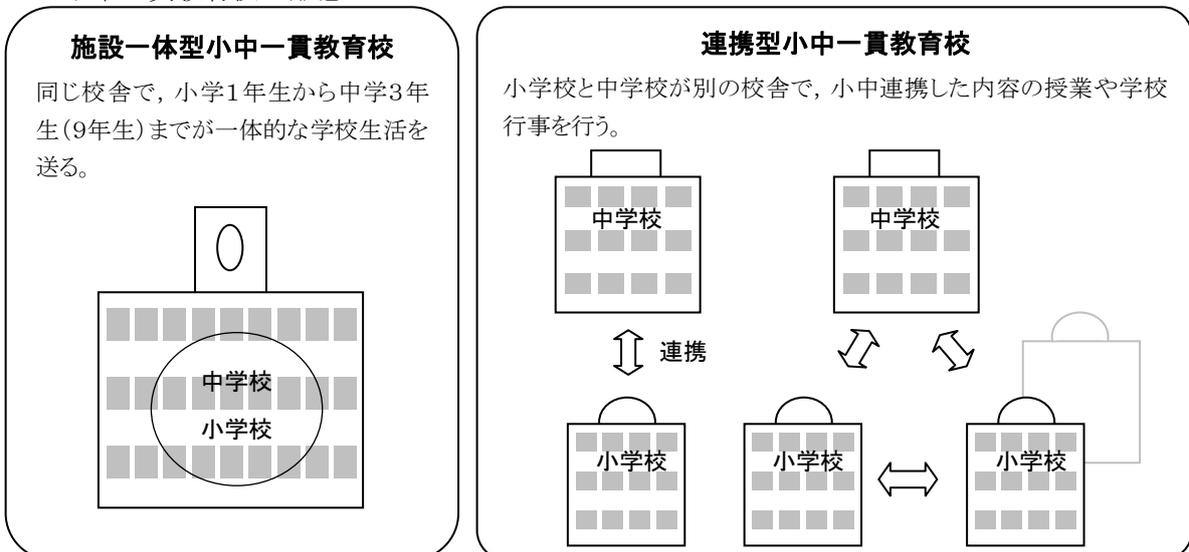
このことから、小中一貫教育を推進する上では、施設一体型小中一貫教育校が望ましいと考えます。そこで、本市においても、施設一体型モデル実践校を整備することとし、施設一体型モデル実践校の取組を進める中で成果と課題を明らかにし、その後の整備計画に反映していきます。そして、施設一体型小中一貫教育校への可能性について、児童生徒数、学校の敷地面積、施設の状況、地理的条件等諸々の条件を勘案し、検討します。

イ 連携型小中一貫教育校の体制整備

連携型小中一貫教育校においては、中学校区の小学校と中学校が連携して、小中一貫教育を行います。連携の形態は、各中学校区の実情により、「1中学校と1小学校」「1中学校と複数の小学校」があります。それぞれの学区の状況が異なるため、児童・生徒や教職員の交流方法や回数などは一律ではありませんが、年間を通した授業交流、教職員の連携、合同行事など、連携を深めながら、各中学校区のめざす子ども像の実現に向けた取組を行っています。

こうした連携型小中一貫教育校における小中一貫教育は、施設が離れていることや組織・運営が一本化されていないことなどの課題がありますが、各中学校区の特色やこれまでの取組を生かして、一貫教育カリキュラムの充実を通して、効果的、効率的に教育実践を進めていきます。

*小中一貫教育校の形態



(2) 学校の適正配置

ア 学校規模の適正化

次代を担う子どもたちが、変化の激しい社会を生きるためには、学校教育において確かな学力、豊かな人間性や社会性、健康・体力の知・徳・体をバランスよく育てることが大切であり、小中一貫教育の効果を十分に発揮できる教育環境づくりが必要です。施設一体型校においても、連携型校にあっても、学校・学年・学級・委員会活動・部活動などの集団の中で進められる学校教育にとって学校規模は大切な要素であり、その確保により次のような教育効果が得られます。

【適正な学校規模により得られる教育効果】

■変化の激しい社会をたくましく生きる子どもの育成

学校における多様な人間関係を通し、お互いのコミュニケーションを深め、子ども同士で多様な考え方に触れたり、共に活動したりする中で、確かな学力、豊かな人間性や社会性、健康・体力を育むことができます。また、班学習、体育の授業における団体競技、音楽の授業における合唱・合奏、部活動や学校行事など、一定規模の集団を前提とする活動を支障なく実施でき、学習効果が十分に発揮できます。

また、今後の教育においては、一方的・一斉型の授業だけではなく、子どもたちが自ら課題を発見し、主体的に学び合う活動など、協働的な学習を通じて、意欲や知的な好奇心を十分に引き出すことが求められています。協働型・双方向型の授業を行うことが必要であり、集団での多様な人間関係を通じた学びの充実を図ることができます。

■指導体制の充実

適正な学級数を確保することにより、経験年数、専門性、男女比等に配慮した教員配置が可能となり、子どもたちは様々な教員と交流することができ、教員は子どもたちに多面的にかかわり、子ども一人ひとりを様々な角度からみることができます。とりわけ、中学校においては、1校に10学級以上あればすべての教科担任を常勤で配置できるようになります。

また、教員相互の情報交換や研修機会が増え、教科研究や指導の充実を図ることができ、教員の資質及び指導力の向上につながり、教育効果が高まります。

■小中一貫教育の効果的な実施

小中一貫教育の取組において、一定の学校規模を確保することで、子どもたちの多様な人間関係を通じた学びの充実が図られ、その効果を十分に発揮することができます。

また、連携する小学校が少ない方が、年間を通した乗り入れ授業、児童生徒の授業交流、教職員の連携、合同行事など、小学校と中学校の連携、小学校間の連携を、円滑に進めることができ、より効果的な教育を行うことができます。

教育委員会では、これら学校規模による子どもへの教育効果、教員配置など教育指導面の充実や学校の管理運営面などから総合的に判断し、次のとおり適正規模の基準を定めます。

【適正規模の基準】

	学 校 (全学年の学級数)	学 級 (1学級あたりの人数)
小学校	12学級から18学級まで	16人以上
中学校	9学級から12学級まで	20人以上

適正な学校規模を確保できない場合、過小規模校（1学級から5学級まで）及び小規模校（小学校は6学級から11学級まで、中学校は6学級から8学級まで）においては、「一人ひとりの学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、きめ細やかな指導を行いやすい」などのメリットがある一方、「集団の中で自己主張をしたり、多様な考えに触れる機会が少ない」、「協働的な学びの実現が困難となる」などの課題があります。

また、国基準で大規模校とされる25学級以上（31学級以上は過大規模校）の学校においては、「集団の中で多様な考え方に触れ、協力し合うことを通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばしやすい」などのメリットがある一方、「教員が、児童生徒一人ひとりの個性や行動を把握し、きめ細やかな指導を行うことが難しい」、「児童生徒一人あたりの校舎面積、運動場面積等が著しく狭くなった場合、教育活動の展開に支障が生じる場合がある」などの課題があります。



イ 学校配置の適正化

本市の公立小中学校の児童生徒数は、1985年（昭和60年）の55,559人が、2014年（平成26年）には37,381人となり、7割程度に減少しています。さらに、今後、25年以内には、児童生徒数がおよそ25,000人となる見込みです。

一方、学校施設は現在、小学校と中学校合わせて114校（休校2校を含む。）ありますが、企業誘致等に伴う人口の急激な増加に伴い、1969年（昭和44年）から1997年（平成9年）までの間に26校を分離新設しました。その後、児童生徒数は減少していますが、学校配置は、その当時と変わらない状況です。その結果、小中学校ともに学校の小規模化が進行しています。このことから、小中一貫教育を進めるにあたって、適正規模の基準に基づき学校配置の適正化を図り、適正規模による教育指導・学校運営を行うことができるよう教育環境を整備します。

適正規模の基準に適合しなくなった場合（別表「学校規模と学校配置の適正化への取組方針」参照）は、学校の統合を検討します。

適正配置に伴う学校の統合は、①小中一貫教育の観点から、同一の中学校区での小学校間の統合を基本とします。②中学校の規模によっては、中学校間の統合も視野に検討します。③統合にあたっては、既存の学校施設を活用することを基本とします。なお、児童生徒が、統合後の学校において新たな環境のもと円滑にスタートが切れ、より充実した学校生活を送れるよう、環境整備の充実を図っていきます。規模によっては、増築等も含め整備も検討します。

こうした取組により、学校規模の適正化が図られると同時に、重点的な整備が可能となり、既存施設の改善・充実が進むことで、教育環境が向上します。

これらの取組については、統合対象校におけるそれぞれの児童生徒数の将来推計や学校の沿革、通学時間、通学距離、地理的条件などを総合的に考慮する中で検討を進めます。

なお、25学級以上の大規模校等について、本市には、25学級の学校が2校（2015年（平成27年）5月1日現在）あります。当該校の児童生徒数の将来推計をみる中では、直ちに学校を分離新設する状況にはないと考えていますが、学校の実態や児童生徒数の推移を、今後も注意深く見極めていきます。

また、特別支援学級については、適正規模の基準の学級数には含みませんが、「広島県公立小・中学校学級編制基準」（1学級あたり8人）に基づいて設置し、引き続き、きめ細やかな支援を行います。

【別表：学校規模と学校配置の適正化への取組方針】

<p>第1要件</p> <p>小学校 過小規模校 (学級数1～5学級) 中学校 過小規模校Ⅰ (学級数1～3学級かつ全ての学級で1学級あたりの人数が19人以下)</p> <p>2020年度(平成32年度)末までに近隣の学校と統合する方向で、速やかに協議に入ります。</p>
<p>第2要件</p> <p>小学校 小規模校Ⅰ (全学年が1学級かつ1学級あたりの人数が15人以下) 中学校 過小規模校Ⅱ (学級数3～5学級)</p> <p>小学校について、学級人数が1学年でも要件に該当し、その後2年間の状況と将来推計をみる中で、要件の解消が見込めない場合は、統合対象校として検討に入ります。</p> <p>中学校について、要件に該当し、その後2年間の状況と将来推計をみる中で、要件の解消が見込めない場合は、統合対象校として検討に入ります。</p>
<p>第3要件</p> <p>小学校 小規模校Ⅱ (学級数6～11学級) 中学校 小規模校 (学級数6～8学級)</p> <p>要件に該当し、その後5年間の状況と将来推計をみる中で、要件の解消が見込めない場合は、統合対象校として検討に入ります。</p>

*要件の基準となる学級数，児童生徒数は，各年5月1日時点の数値とします。

学級数は通常学級の数を基本とします。

*児童生徒数の将来推計は，社会的要因等により必要に応じて見直しを行います。

	2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	2019 (H31) 年度	2020 (H32) 年度	2021 (H33) 年度	2022 (H34) 年度	2023 (H35) 年度	2024 (H36) 年度	...	
第1要件	計画作成	取組										
第2要件		計画作成	取組									
第3要件					計画作成	取組						

要件に該当した場合は，年度ごと検討対象に追加

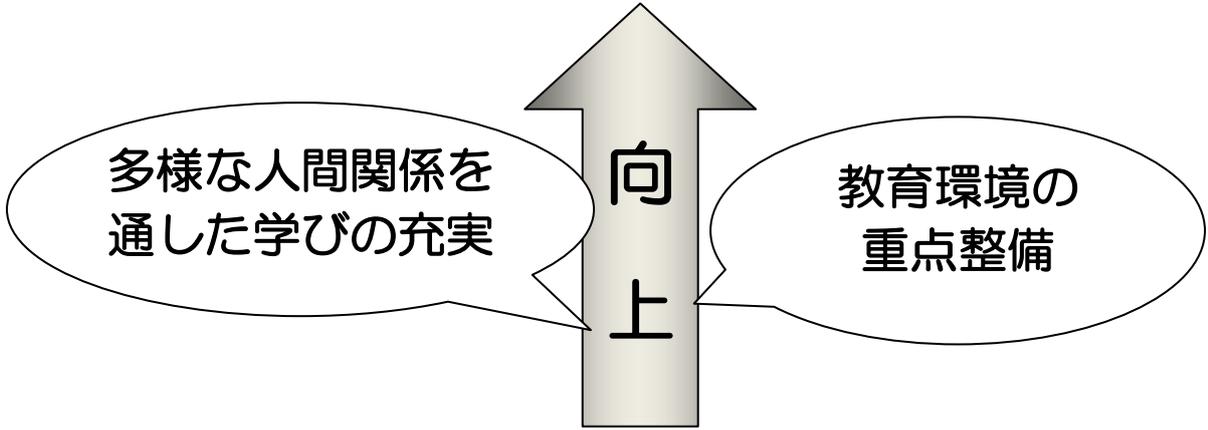
ウ 学校配置の適正化を推進するにあたって配慮すべき事項

- ①統合に向けた検討に入る学校は、公表した後、対象校の保護者や児童生徒及び地域住民に対し、丁寧な説明を行い、意見を聴くなど、課題を共有しながら、円滑な合意形成に努めます。また、広く市民には、積極的に情報を提供します。
- ②統合により児童生徒の教育環境が向上するよう、統合校の施設整備に配慮します。また、事前の交流事業等を実施するなど、児童生徒が新たな人間関係をスムーズに構築できるように配慮します。
- ③国や県の制度を活用して教職員の加配等きめ細かな指導体制を整備することで、統合前後の環境変化に対する児童生徒の心理的負担の軽減を図ります。
- ④通学路については、保護者、地域住民等と連携した安全確保策を講じます。また、統合により通学圏が広がることから、通学距離・通学時間を考慮した通学支援策を検討し、実施するとともに、障がいのある児童生徒についても、発達の段階や障がいの状態等、個別の状況に応じた支援策を検討します。
- ⑤学校施設の老朽化が進む中、今後、多くの校舎等の建替えや大規模改修が必要となります。これらの対応については、中長期的な視点を持って、学校の適正配置を考慮する中で、学校の環境が充実するよう、取組を進めます。

*なお、本市において、コミュニティ形成やまちづくりの活動の単位は、小学校区が基本となっており、地域の自主性を尊重し、活動いただいているところです。学校配置の適正化が、そのことに変更を及ぼすものではありませんが、小中一貫教育の取組において、あいさつ運動や清掃活動など、中学校区内での取組をお願いすることがあります。



学校教育環境の充実



学校配置の適正化の取組

施設一体型小中一貫
教育校の整備

統 合

〔中学校区編成〕

2015年(平成27年)4月1日現在

中学校区			中学校区		
	中学校	小学校		中学校	小学校
1	東	手城・深津・旭	18	広瀬	広瀬
2	城北	西・樹徳・久松台・明王台	19	加茂	加茂
3	城南	南・川口・多治米・川口東	20	駅家	服部・駅家東・駅家西
4	鷹取	霞・光	21	誠之	箕島・曙・新漕
5	城東	蔵王・緑丘	22	城西	泉・山手
6	幸千	千田・御幸	23	大門	大津野・旭丘・野々浜
7	済美	津之郷・赤坂・瀬戸	24	一ツ橋	引野・長浜
8	向丘	水呑・高島	25	東朋	坪生・大谷台
9	鞆	鞆	26	駅家南	宜山・駅家
10	鳳	伊勢丘・幕山	27	内海	内浦・内海
11	培遠	春日・日吉台	28	常金	常金丸
12	大成館	神村・本郷・東村・今津	29	新市中央	網引・新市・戸手
13	松永	松永・柳津	30	千年	能登原・千年・常石
14	精華	金江・藤江	31	至誠	熊野・山南
15	中央	東・桜丘・西深津	32	神辺	湯田・中条・道上
16	芦田	有磨・福相	33	神辺東	竹尋・御野
17	山野	山野	34	神辺西	神辺

※福山中は除く ※小学校は主な中学校区へ記載

(3) 学校環境の整備

ア 社会の変化に対応する教育環境の整備

① ICT機器の整備等

情報化・グローバル化が急速に進む高度情報化社会において、社会の変化に対応できる力を身に付けることは非常に重要です。特に、未来を担う子どもたちには、発達段階に応じてICT（情報通信技術）に適切に触れながら情報活用能力を育成することが必要であることから、授業を通してその育成を図るため、教育効果を見極める中で、「ICT機器（注）」の整備等の充実に努めます。

- 学識経験者並びに小中学校の教職員及び教育委員会事務局職員で構成する「(仮称)ICT教育機器に関する研究会」を組織して、ICT機器を活用したモデル授業を実施し教育効果を検証しながら、「自ら考え学ぶ授業」を基本とした効果的なICT機器の導入を図ります。
- 連携型の小中一貫教育を推進する上で、遠隔地間の学校をつなぎ、合同授業や交流活動を効率的・効果的に実施するためのウェブ会議等について試行・検証し、成果を踏まえた環境整備を行います。
- 児童生徒に対しては、時機をとらえ、ICTの適切な利用や情報モラルに関する指導を行うとともに、保護者と連携し、インターネットや携帯電話を使う際に守るべきルール、マナー、危険性に対する対処方法等家庭での指導について啓発を行います。

②地域連携

グローバル社会に対応した主体的で、意欲的な人材育成を図るため、学校・家庭・地域が連携する中で、子どもが参画し、主体となって活動する機会を設けるなど、小中一貫教育を支えていく取組を進めます。

また、めざす子ども像や学校教育目標を学校・家庭・地域が共有し、お互いが連携する中で、地域の特色を生かしながら、中学校区単位でそれぞれが教育力を発揮できるよう取り組みます。

そのためには、各校区の教育方針や教育内容の情報発信等を通じて取組への理解を深め、家庭・地域と連携した取組を広げていくための環境づくりを行います。

- 地域行事への企画段階からの子どもの参画、地域と子どもとの交流機会の設定や公民館との連携による各種事業の推進に努めます。
- 地域住民の知識や技術を教育活動に適切に活かすことのできる環境づくり（人材バンク・ネットワーク等）を進めます。
- 校区の教育方針や教育内容、学校行事や活動情報等の地域への情報発信として、学校だより等のウェブサイト（HP）への掲載やコンビニエンスストア・郵便局等、身近な生活拠点への掲示を行います。

(注) ICT（情報通信技術）機器： コンピュータ（パソコン・タブレット端末など）、電子黒板、実物投影機、プロジェクタ等をいう。

イ 健全育成のための教育環境の整備

児童生徒の健全育成のため、事業の優先度をつけながら、取組を進めていきます。

①洋式トイレ

学校は、児童生徒が一日の大半を過ごす学びの場であるとともに、住民にとって、スポーツや地域行事、さらには災害発生時の応急避難場所としての役割も担っています。

学校のトイレ環境については、昨今の生活様式の変化に伴い、家庭等において洋式トイレが普及する中であって、トイレの洋式化を計画的に進めます。

- 屋内運動場・武道場のトイレについては、災害時における応急避難場所として地域住民が使用することから、全ての便器の洋式化について優先的に取り組めます。
- 校舎のトイレについては、児童生徒数に応じた「適正便器数（注）」を算定した上で、これら的大便器については全て洋式便器に切り替えるとともに、校舎1階のトイレについては、災害時における応急避難場所として、屋内運動場や武道場とともに地域住民が使用することも想定されるため、全ての大便器の洋式化に取り組めます。
- プールのトイレ等、屋外トイレについては、屋内運動場・武道場、校舎のトイレの洋式化の進捗状況を優先する中で検討します。

*現在でも、駅や屋外施設など、場所によっては和式トイレが設置されている場合もあり、また、災害発生時など緊急時には、仮設の和式トイレの使用が求められるといったことも想定されます。トイレの洋式化の取組にあたっては、あらゆる環境に適應できる児童生徒を育成するという教育的視点にも留意しながら、取組を進めていく考えです。

②中学校給食

中学校給食については、今後、食材の選択や地産地消の観点も踏まえ、実施に向けた具体の検討を行っていきます。

本市では、健全な心身と豊かな人間性を育むため、学校教育活動のあらゆる機会を利用して、食育に組織的・計画的に取り組んでいます。近年、偏った栄養摂取や朝食欠食など食生活の乱れによる肥満・痩身傾向などが見られ、食育の推進が国民的な課題として重要性が高まっている今日、成長期にある中学生の食育は極めて重要であり、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、さらなる食育の充実が必要になってきていると考えます。また、学校給食に地場産物を活用したり、地域の郷土食や行事食を提供したりすることを通じ、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深めることもできるなど高い教育効果が期待できます。学校給食を生きた教材とし、自然の恵みや生産者に対する感謝の気持ち、地域に愛着を持ち、誇りに思う気持ちを育みます。

(注) 児童生徒数に対する適正便器数の基準
(文部科学省「日本建築規格木造小学校・中学校建築」昭和24年/告示第1号)

区 分	小便器	大便器
男子 100 人につき	4	2
女子 100 人につき	—	5

- 中学校給食の実施に向けた具体の検討を行っていきます。
- 検討にあたっては、保護者の理解を得ながら進めるとともに、モデル校による試行的な実施をする中で成果と課題を明らかにするなど、十分な検証を行い、他都市の事例等も参考にすることで、実施方式等も含めて研究します。

*導入までの間は、手作りの弁当について、生徒や保護者等に弁当レシピを紹介するなど、学校・家庭が連携した食育の推進に取り組みます。なお、弁当を持参できない場合の対応として、学校で弁当の注文ができるなどの方策を工夫し、食育の観点で取組を進めます。

*成長期にある児童生徒の健全な食生活は、健康で豊かな人間形成を図る上で重要です。望ましい栄養や食事のとり方など、家庭の理解と協力も求める中で、食育の推進に取り組みます。

③空調（冷房）設備

近年、地球温暖化の影響等により、夏季における最高気温が上昇傾向にあり、暑さが厳しくなっている中で、学校の状況や成長期にある子どもの健全育成の観点からも、空調（冷房）設備について検証していく必要があります。

現在、本市では、「福山市立学校施設耐震化推進計画」に基づき、2020年度（平成32年度）を目途に、学校施設の耐震化の取組を最優先に取り組んでいます。

空調設備の導入については、他の教育環境整備との係わりから、今後の耐震化工事の進捗状況や学校配置の適正化の取組と併せて、慎重に検討していく必要があると考えています。

空調設備を導入することは、快適な学習環境を提供する一方で、エネルギー消費量の増大とこれに伴う温室効果ガスの排出や室外機等の排熱によるヒートアイランド現象等、環境に負荷を与えるという側面もあります。現在学校で取り組んでいるグリーンカーテンなど、地球環境への負荷を少しでも低減するような教育的視点も持って、取組を進める必要があります。

また、児童生徒の体温調節能力や暑さ・寒さへの適応能力を育むといった視点からも、検討する必要があると考えています。

- 空調（冷房）設備については、今後、学校の状況や子どもの健全育成の観点からもさらなる検証が必要であり、学校施設の耐震化工事の進捗状況、学校配置の適正化の取組と併せ、事業手法等も含め検討します。

おわりに

近年、児童生徒数の減少により学校が小規模化するなど、教育環境は大きく変化しており、今後も児童生徒数の減少が続くことが予想される中、学校教育に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。本市は、1960年代に大企業誘致により人口流入が進み、児童生徒数の増大に伴い学校の分離新設を進めましたが、その後、今日まで、学校配置の見直しをしていないことが、学校の小規模化を加速している要因にもなっています。学校が小規模化していく中で、将来に向けて本市の学校教育を考えると、本市の子どもたちが望ましい教育環境の中で学び合うことができるための学校環境を整えることは、現在の教育行政に課せられた重大な責務であると考えます。

次代を担う子どもたちがこれから生きていく社会は、少子高齢化やグローバル化が進展するなど、変化の激しい社会です。このような社会を生きる子どもたちには、十分な知識や技能を身につけ、思考力や判断力、主体性を持って多様な人々と協働する力が求められます。このような力を付けるために、義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組を市内公立小中学校において、本年度より全面的に実施したところです。そうした意味からも、本基本方針は、今後将来にわたり、本市の小中学校教育の有り様を方向づけるものであります。

大きな変革を伴う取組となることから、保護者や地域への影響は大きいものがあります。このため、取組を進めるにあたっては、保護者はもとより全ての市民の理解と協力が必要であり、丁寧な対応をしてまいります。

小中一貫教育を進める上で、より効果的な小中一貫教育校のあり方を検討する観点から、本基本方針において整備することとした施設一体型モデル実践校の取組を早急に進めることとします。一昨年度から2年間にわたり、市内3つの中学校区において実施した連携型小中一貫教育モデル事業により、各校区は、規模や特徴に応じて、小中学校の教職員、児童生徒、地域と学校のつながりを強めることができました。それぞれに大きな成果がありましたが、その中でも韮小学校と韮中学校は、連携型小中一貫教育モデル中学校区として、学校・家庭・地域が連携し、合同運動会や観光ボランティアガイドなど地域に支えられた先進的な取組を行い、他市町に対してもその取組を発信することができました。今後施設一体型モデル実践校として位置づけ整備することで、さらなる成果を検討してまいります。こうした取組と併せ、他の中学校区への施設一体型校の整備についても検討していきます。

本市教育委員会が、福山市学校教育環境検討委員会の答申を受けた2か月後の2014年（平成26年）12月22日、中央教育審議会から文部科学大臣に対し、「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」答申がありました。答申では、小中一貫教育の制度化について提言されました。地域の実情や子どもたちの実態に応じ、設置者の判断で、小・中学校段階の接続の円滑化を図ったり、柔軟な区切りを設定したりするなどの多様な教育実践を可能とするものです。今後、国におけ

るこうした小中一貫教育の制度化の動きにも注視しながら、取組を進めてまいります。

今後は、本基本方針に則り、具体的な実施計画を作成し、各事業の整合性と優先度を図りながら、計画的に取り組んでいきます。取組を進めることにより、教育面と環境面から集中的・重点的な整備を図ることができ、子どもが学ぶ教育環境が向上します。

なお、学校施設の耐震化についても、2013年（平成25年）8月に策定した「福山市学校施設耐震化推進計画」に基づき、学校配置の適正化の取組との整合性を図りながら、学校規模と学校配置の適正化への取組方針（P. 12参照）第1要件の実施完了年度である2020年度（平成32年度）末を目途に、計画的に実施してまいります。

“すべては子どもたちのために！”

小学校と中学校、そして教育委員会はもとより保護者や地域が、立場や役割は違ってもそれぞれの責任を果たさなければなりません。

市民の皆さんのご理解とご協力をいただきながら、一丸となった小中一貫教育の取組を通して、次代を生きる子どもたちのための環境づくりを行ってまいります。

